



# 消費生活 サポーター通信

平成30年度第12号

今月のテーマ

## 光コラボの電話 勧誘に注意！

NTT東日本（西日本）から光回線サービスの卸売りを受けた事業者（光コラボレーション事業者）が提供する光回線サービスを**光コラボ**といいます。

### 事例



- 「電話の基本料金が500円安くなる」との電話勧誘。
- 契約中の会社のプラン変更だと思い、口頭で了解したところ、**別会社との契約**になっていた。
- 元の会社に戻すには、「**3万円の違約金がかかる**」と言われた。

### アドバイス

#### 1 きっぱり断る

必要ありません！



- 必要がないときはきっぱりと断りましょう。
- 内容が理解できないときはその場で判断しないようにしましょう。

#### 2 相手の業者名、サービスの内容をしっかり確認

- 「安くなる」と言われても、オプション契約のセットにより、元の料金より高くなる場合があります。

#### 3 違約金なく解約できる場合もあります

- 光コラボは、電気通信事業法の「初期契約解除制度」の対象です。契約書面が届いた日を初日とした8日間以内であれば違約金なく解約できます。  
※事務手数料、工事費、既に利用したサービス料金は支払う必要があります。

困ったときは **早めに消費生活センターにご相談ください**



#### ◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし **188** (お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター **017-722-3343** (土日祝も相談受付中！)

